

給 付 規 程

一般財団法人 福島県退職教職員互助会給付規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人福島県退職教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）
第 9 条の規定に基づき、給付等の要件及び額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の要件等)

第 2 条 給付要件及び額並びに提出書類は、別表に定めるところによりこれを行う。

(給付の特例)

第 3 条 満 45 歳未満の現職会員が、疾病傷害により退職をし、当該疾病傷害による継続療養の給付を受けていた場合、又は当該継続療養の期間が終了した場合には、当該継続療養の支給の終了後についても、引き続き満 45 歳に達するまでの期間に要した医療費を第 2 条に定めるところにより支給する。(新設)

附 則 (昭和 60 年給付規程第 2 条給付別表、第 3 条の一部改正)

1. この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程中第 2 条の規程により給付別表に定める医療費については、老人保健法の適用を受ける者を除き、昭和 59 年 10 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (昭和 60 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。
2. この規程中第 2 条の規程により給付別表に定める医療費の給付額第 1 項については、昭和 59 年 10 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (昭和 62 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し昭和 62 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 63 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年給付規程第2条給付別表一部並びに第3条一部改正）

1. この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年給付規程第2条給付別表の一部改正）

1. この規程は平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年給付規程第2条給付別表の一部改正）

1. この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年給付規程第2条給付別表の一部改正）

1. この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年給付規程第2条給付別表の一部改正）

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。

給 付 制 度

給 付 の 別 種	要 件	給 付 額	提 出 書 類
医 療 費	<p>1. 第1種退職会員又は第2種退職会員については、満45歳に既に達している場合には、退職した日の翌日から、又は満45歳未満の場合には、満45歳に達した日の翌日から、それぞれ本人が死亡する日までの期間とする。</p> <p>2. 第1種退職会員又は第2種退職会員の配偶者については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 満45歳に既に達している者については、会員が退職した日の翌日から死亡する日までの期間とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、会員が死亡した際、将来給付を受ける意志のないことを申し出た場合には、その申し出た日の前日までとし、将来給付を受ける意志のあることを申し出た場合には、引き続き死亡する日までの期間とする。</p> <p>(2) 45歳未満の者については、満45歳に達した日の翌日から前号の規定を適用する。</p> <p>(3) 第1種退職会員並びに第2種退職会員の18歳未満の子については、満18歳に達した日の前日までの期間について、前2号の規定を準用する。</p> <p>(4) 給付を受けることのできる配偶者並びに18歳未満の子については、会員が退職時に届け出た者に限る。</p>	<p>1. 医療保険法に定める医療費の総額から医療保険各法に定める療養の給付及び公費負担医療並びに他の機関等からの補助、若しくは割引の額等控除した額。</p> <p>2. 前1項の額に1医療機関（病院の場合は各診療科ごと）につき月額1,500円の基礎控除した額の70%（100円未満切捨て）を給付する。</p>	<p>医療費給付申請書（様式第15号） 添付書類 ○医療機関の受領書 ○疾病傷害による退職者の場合 疾病傷害退職証明書（様式第16号）</p>

給付の別種	要件	給付額	提出書類
弔慰金	会員又はその配偶者が死亡したとき	<p>現職会員死亡の場合</p> <p>加入後10年未満の場合 10,000円</p> <p>加入後10年以上20年未満の場合 20,000円</p> <p>加入後20年以上の場合 30,000円</p> <p>現職会員の配偶者死亡の場合 10,000円</p> <p>退職会員死亡の場合</p> <p>退職会員に移行後1年未満の場合 100,000円</p> <p>退職会員に移行後1年以上3年未満の場合 50,000円</p> <p>退職会員に移行後3年以上10年未満の場合 30,000円</p> <p>退職会員に移行後10年以上の場合 10,000円</p> <p>退職会員（普通会员）の配偶者死亡の場合</p> <p>加入後1年未満の場合 50,000円</p> <p>加入後1年以上3年未満の場合 30,000円</p> <p>加入後3年以上10年未満の場合 20,000円</p> <p>加入後10年以上の場合 10,000円</p>	<p>弔慰金給付申請書 (様式第17号)</p> <p>添付書類 死亡診断書</p>
退会金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現職のまま他県に転出するため退会する場合 2. 現職会員が退職により退会する場合 3. 現職会員が死亡により退会する場合 4. 現職会員が転出、退職、死亡以外の理由で任意退会した場合 	<p>掛金の全額</p> <p>掛金の全額</p> <p>掛金の全額</p> <p>掛金の半額</p>	<p>退会金給付申請書 (様式第18号)</p>

給付の別	要件	給付額	提出書類
夫婦会員	<p>夫婦会員で退職により第一種退職会員に移行する場合 ただし、2006年8月16日以降に入会申込書を受理した者で</p> <p>①申込時の年齢が満40歳未満の場合</p> <p>②申込時の年齢が満40歳以上50歳未満の場合</p> <p>③申込時の年齢が満50歳以上56歳未満の場合</p> <p>④申込時の年齢が満56歳以上の場合</p>	<p>掛金の25%</p> <p>掛金の25%</p> <p>掛金の20%</p> <p>掛金の10%</p> <p>給付金なし</p>	<p>夫婦会員給付申請書 (様式第19号)</p>
単身会員	<p>単身会員で退職により第一種退職会員に移行する際に、将来も配偶者の届出をする意志のない場合 ただし、2006年8月16日以降に入会申込書を受理した者で</p> <p>①申込時の年齢が満40歳未満の場合</p> <p>②申込時の年齢が満40歳以上50歳未満の場合</p> <p>③申込時の年齢が満50歳以上56歳未満の場合</p> <p>④申込時の年齢が満56歳以上の場合</p>	<p>掛金の25%</p> <p>掛金の25%</p> <p>掛金の20%</p> <p>掛金の10%</p> <p>給付金なし</p>	<p>単身会員給付申請書 (様式第20号)</p>